

5 長与総第 577 号
令和 5 年 11 月 17 日

長与町特別職報酬等審議会会長 様

長与町長 吉田 慎



長与町議会議員の議員報酬について（諮問）

長与町特別職報酬等審議会規則第 2 条に基づき、長与町議会議員の議員報酬の額及びその改定の実施時期について、諮問いたします。